

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第 1 項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第 2 項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないと規定され、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成 24 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、平成 24 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画（行政評価等プログラム）
計画の主な規定内容	<p>① 評価の実施に関する基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）について重点的かつ計画的に実施する。○ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を行う。 <p>② 平成24年度から26年度までの3年間に実施する評価のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 総合性確保評価<ul style="list-style-type: none">・ 消費者取引に関する政策評価・ 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化（バリアフリー）対策に関する政策評価・ 水資源の有効利用対策に関する政策評価・ 政府開発援助（ODA）に関する政策評価 <p>③ 平成24年度に実施する評価のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 総合性確保評価<ul style="list-style-type: none">・ 消費者取引に関する政策評価※ 既に実施中のもの<ul style="list-style-type: none">・ 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価・ ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 <p>④ 評価の実施に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none">○ 開議等の議論を通じた調査の推進に当たっては、調査における確証把握の充実・実効性確保を図るとともに、調査結果が予算要求や制度改正に適切に反映され、有効に活用されるよう工程管理を適切に行う等の措置を講ずるほか、勧告等に対する改善措置状況のフォローアップを行う。○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を積極的に活用する。○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえ、積極的に評価に関する情報の公表に取り組む。○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図るとともに、学識経験者の知見の活用及び分析手法等の調査・研究等を推進する。

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 25 年度以降 3 年間で実施す

る予定の政策評価テーマ等については、平成25年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、総務省が行う政策の評価のテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 24 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 3 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」については、平成 24 年 4 月に評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。その実施状況は下記のとおりである。

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 4 月 20 日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

評価結果の概要	
○ 評価の観点	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、法務省及び文部科学省の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策については、「司法制度改革推進計画」（平成 14 年 3 月 19 日閣議決定）が決定された平成 13 年度から 23 年度までの間に法曹人口が 1.6 倍に増加している（平成 13 年度 2 万 1,864 人→23 年度 3 万 5,159 人）。この間、法科大学院が創設され、また、法科大学院の教育と、司法試験及び司法修習の制度との連携を十分に確保することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が施行されたが、これらの連携については、法務省及び最高裁判所による法科大学院への教員の派遣、教材の提供などの一定の取組が行われている。これらにより、法科大学院修了者が受験する新司法試験が開始された平成 18 年から 23 年までの間に、1 万 1,105 人の司法試験合格者が生まれ、法学未修者（注）からも 3,860 人の合格者が生まれている。これにより、結果として、i) 弁護士の増大による弁護士ゼロ・ワン地域のほぼ解消、ii) 弁護士会及び地方公共団体による法律相談窓口の増加など、国民の法的サービスへのアクセス改善のための基盤整備等に一定の効果がみられた。</p> <p>（注）法学未修者とは、法科大学院における法学既修者認定試験に合格し、法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると法科大学院が認める者が学ぶ課程（法学既修者）以外の課程をいう。標準修業年限は、法学未修者については 3 年（専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号。以下「設置基準」という。）第 18 条第 2 項）、法学既修者については 2 年（設置基準第 25 条第 1 項及び第 2 項）とされている。</p> <p>一方、今回の調査の結果、以下のような課題がみられる。</p> <p>i) 法曹人口の拡大については、「司法制度改革推進計画」において、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとされているが、22 年の合格者数は 2,133 人、23 年は 2,069 人と目標達成率は 7 割程度となっている。しかし、法曹に対する需要は、司法制度改革審議会意見書で予想されたほどには拡大・顕在化しておらず、法曹の利用者である国民の立場からみても、ただちに目標値を達成しなければならないほどの大きな支障は確認されていない。また、現状の 2,000 人程度の司法試験合格者数であっても弁護士の就職難が発生し、これにより OJT が不足し弁護士の質の低下が懸念されているが、年間合格者数の目標値についての検討はされていない。</p>

- ii) 法科大学院修了者の司法試験合格率については、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において、目標値(例えば約7~8割)が例示されている。しかし、法科大学院修了後5年間の受験機会を経た後の合格率(累積合格率)は、司法試験受験者が法学既修者のみであった平成17年度修了者については、69.8%と例示された合格率のほぼ下限に達したが、法学未修者も含む18年度修了者については、49.5%にとどまっており、単年度の合格率をみても法学未修者が受験開始した19年は40.2%であったものが23年には23.5%に低下している。また、法学未修者の司法試験合格率は取り分け低迷しており、23年の合格率は法学既修者が35.4%であるのに対し法学未修者は16.2%となっている。
- iii) 文部科学省は、法科大学院の入学者の質の向上を図るために、平成21年度から、法科大学院に対し、入学者選抜試験における適性試験の最低基準点の設定や入学者選抜における競争倍率2倍以上の確保、入学定員の削減を含む組織の見直しを求めており、入学者の多様性の確保等を求めていている。
しかし、適性試験については、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との相関がないとの指摘があるが、その検証等は行われておらず、調査対象校及び調査対象年度を拡大し、改めて調査、分析を行うことが課題となっている。
- 文部科学省は、法科大学院の志願者が減少し、入学試験の競争倍率が低く、質の高い入学者を確保することが困難であること、修了者の多くが司法試験に合格しない状況が継続していること等から、法科大学院に対し、入学定員の削減などの法科大学院の組織の適正化について自ら主体的に検討することを求めている。しかし、定員充足率や入学者数が極端に少なく、教育の質を確保する観点から、実入学者数に見合った入学定員の見直しが求められる法科大学院もみられる。その際、実入学者数に見合った定員削減が困難な法科大学院が生ずるとみられ、法科大学院として撤退することも想定されるが、その場合、在籍学生の教育に支障が生じないよう十分な措置が必要である。
- 司法制度改革審議会意見書においては、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法学部以外の学部の出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの措置を講ずるべきであるとされており、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)において、3割以上となるよう努めるものとされている。しかし、その割合は、平成17年度には45.6%であったものが、23年度には32.0%に低下しており、全体としては努力目標を確保しているが、その割合は長期低下傾向にあり、また、努力目標が未達成の法科大学院もあり、その中には長期に渡って未達成のものもある。さらに、法科大学院の法学未修者コースがこれらの者の主な受け皿となっているが、これまで行われてきた定員削減については、法学未修者のみの削減や法学未修者の削減率が大きくなっている法科大学院の制度設計に反する注意が必要である。
- iv) 文部科学省は、法科大学院に対して、修了者の質を確保する観点から、厳格な成績評価及び修了認定の徹底、法科大学院における共通的な到達目標の設定による法科大学院間の学修のばらつきの解消、法学未修者教育の充実を促している。
厳格な成績評価及び修了認定の徹底により、法科大学院において、進級率及び標準年限修了率の低下がみられる。しかし、司法試験の合格率は低下していることから、一部の法科大学院においては厳格な成績評価及び修了認定が徹底されていない可能性がある。また、共通的な到達目標としては、現在公表されている共通的到達目標モデル(第2次修正案)が関係機関においておおむね適切であるとの認識が多くみられるが、その策定は進んでおらず、法科大学院間の学修のばらつきは、解消されていない。さらに、入学者に占める退学者・除籍者の割合や法科大学院修了直後の司法試験を受験しない「受け控え者」の割合から、法学既修者に比べて法学未修者は質の確保の観点で課題がみられる。法学未修者の法科大学院志願者が減少すると、多様な者を法曹として養成するという制度の理念に十分対応できなくなるおそれがある。しかし、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別委員会では、平成24年3月現在、法学未修者教育の充実のため、今後いかなる施策を行っていくべきか検討されているものの、具体的な方針や取組等は示されていない。
- v) 国立の法科大学院に対しては国立大学法人運営費交付金が、私立の法科大学院に対しては、私立大学等経常費補助金特別補助の法科大学院支援が交付されており、文部科学省は、平成24年度から、法科大学院の組織の自主的・自律的な見直しを促すため、これら公的支援の見直しを実施している。見直しの指標は、入学試験の競争倍率(2倍未満)及び司法試験合格率(3年連続して全国平均の半分未満等)の2つの指標の両方に該当することで

ある。しかし、この見直し指標については、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低いことから、法学未修者を中心に教育を行っている法科大学院の司法試験合格率が低迷していること、また、競争倍率又は司法試験合格率が相当期間改善されない法科大学院であっても、もう一方の指標が該当しないことから、公的支援の見直し対象とならないことを踏まえる必要がある。また、競争倍率については、意図的に合格者数を減少させることで、2倍以上を確保することが可能であることから、見直し指標について定員充足率を加味したものに改める必要がある。

vi) 法科大学院教育と司法試験との連携については、新司法試験開始当初から、司法試験委員会により、法科大学院における教育や受験者の学習に適切な指針となるよう司法試験に関する情報の提供が行われている。これについて、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）において、試験の出題趣旨のほか、採点実感、採点方針等出題に関する情報をできるだけ詳細に公表することとされ、これを受けた情報提供が行われているが、採点実感に法科大学院教育に求めるものなどの記述がないものがみられ、更なる情報提供が求められる。

また、文部科学省は、法科大学院における教育の質の向上を図るために、法科大学院に対し、自校修了者について司法試験の合格状況を分析することを求めており、平成22年度から、法科大学院修了者の司法試験の合格状況を含む進路について認証評価の対象としている。しかし、司法試験の受験は法科大学院修了後であり、また、受験機会が法科大学院終了後5年間あることから、各法科大学院では法科大学院修了者の受験動向の把握自体が困難な場合もある。

vii) 文部科学省は、法科大学院修了者の進路の把握が認証評価の対象となった経緯も踏まえ、各法科大学院に対し、法科大学院修了者の進路の把握及び就職支援を求めている。司法試験の合格率が低迷し、大量の不合格者が発生しており、受験資格喪失者も平成23年度で4,252人発生し、特に不合格者の進路を把握する必要があるが、調査した38法科大学院において進路が把握できていない不合格者は、修了者の約3割となっており、5年間継続して把握している法科大学院はない。また、法曹以外の道を目指す修了者への就職支援を行っていない法科大学院が約3割みられる。

○ 勧告

1 法曹人口の拡大

司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。
(法務省)

2 法科大学院教育

(1) 法科大学院教育の目標の達成状況

司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。
(文部科学省)

(2) 入学者の質の確保

ア 適性試験の活用

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求めること。
(文部科学省)

イ 競争性の確保

法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。
(文部科学省)

ウ 入学定員の削減

法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求めるこ。

その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。

また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定

員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。 (文部科学省)

エ 多様性の確保

多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受入れ確保措置を講ずるよう促すこと。 (文部科学省)

(3) 修了者の質の確保

ア 厳格な成績評価

法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めるここと。

また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。

さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めるここと。

(文部科学省)

イ 共通的な到達目標

法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。 (文部科学省)

ウ 未修者対策

未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。 (文部科学省)

(4) 公的支援の見直し

法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。

また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。 (文部科学省)

3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携

司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。

各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供すること。 (法務省)

4 修了者等への支援策

法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。

修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。 (文部科学省)

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

その他の2テーマ（「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価」及び「消費者取引に関する政策評価」）については、平成25年度において、以下のとおり、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>平成 19 年 12 月、関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」により、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民が一体となって、労働時間等の設定改善、多様な働き方の推進、パート労働者の均衡待遇の推進、多様な働き方に対応した保育サービスの充実等多様な子育て支援の推進などの取組を行うこととされた。</p> <p>また、平成 22 年 6 月、同会議において、新たな合意に基づく新たな憲章及び行動指針が決定された。これらの中で、平成 32 年に「男性の育児休業取得率 13%」、「第 1 子出産前後の女性の継続就業率 55%」、29 年に「保育サービスを提供している割合 44%」や 27 年に「在宅型テレワーカーの数 700 万人」等が数値目標として設定し直されるとともに、女性が育児休業を取得しやすい環境の整備と就業率の向上、男性の子育てへの関わりの支援促進（改正育児休業制度等の活用促進、学習機会の提供等）などの取組も新たに行うこととされた。</p> <p>一方、平成 17 年 4 月、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 160 号）が施行され、パートタイム労働者も一定の要件を満たす場合には育児休業を取得することができるようになった。さらに、平成 22 年 6 月（ただし、一部の規定については 7 月）には、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 65 号）が施行され、父親が配偶者の出産後 8 週間以内に育児休業を取得した場合の育児休業の再取得などが実現した。</p> <p>このような取組にもかかわらず、男性の育児休業取得率は平成 19 年の 1.56%に対し 21 年は 1.72%、保育サービスの提供割合は 20 年の 21.0%に対し 22 年は 22.8%となっており、また、育児休業制度のある事業所のうち、有期契約労働者の取得要件を定めている割合は 20 年で 64.4%となっている。</p> <p>この政策評価は、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p>	
○ 主な調査項目	
① ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の現状	
② ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策の効果の発現状況	
○ 調査等対象機関	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体、事業者等

(注) 本概要中の「総務省」は、法第 2 条第 1 項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

テーマ名	消費者取引に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>平成 16 年 6 月、従来の消費者保護基本法（昭和 43 年法律第 78 号）が改正され、消費者の権利の尊重と自立の支援等を基本理念とする消費者基本法が公布・施行された。</p> <p>また、平成 21 年 9 月、消費者行政を統一的、一元的に推進するために消費者庁が設立され、同庁は、特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）を始めとする消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律を所管することとされ、消費者行政における司令塔としての役割を期待されているところである。</p> <p>一方、消費者取引に関するトラブルは後を絶たず、例えば、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活に関する相談の総件数だけをみても、平成 23 年度で約 87 万 9,000 件となっており、このうち取引に関する相談は、約 73 万 2,000 件と総件数の約 83% を占めている。</p> <p>取引に関するトラブルの相談については、新たな商品や販売形態に関するものや、高齢者</p>	
○ 対象機関	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、都道府県、市町村、関係団体、事業者等

によるものが増加しており、これらに対し行政として的確に対応していくことが求められている。

こうした中、平成 22 年 3 月には、消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組み及び主な課題並びにこれらを踏まえた重点的な取組を取りまとめた「消費者基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）が決定され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省庁において展開されている。

この政策評価は、以上のような状況を踏まえ、消費者取引の適正化に関する各種施策が効果を上げているかなどの観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施するものである。

○ 主な調査項目

- ① 消費者取引に関する政策の現況
- ② 消費者取引に関する政策の効果の発現状況

○ 調査等対象機関

内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人国民生活センター、都道府県、市町村、関係団体等

(注) 本概要中の「総務省」は、法第 2 条第 1 項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 24 年度において評価の結果を取りまとめた「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」及び平成 23 年度において評価の結果を取りまとめた「児童虐待の防止等に関する政策評価」について、評価の結果の政策への反映状況は下記アのとおりである。また、平成 22 年度において評価の結果を取りまとめた「バイオマスの利活用に関する政策評価」について、前回報告の状況及びその後の状況は下記イのとおりである。

ア 評価の結果の政策への反映状況

テー マ 名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 24 年 4 月 20 日)
関係行政機関	法務省、文部科学省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果については 213～216 ページを参照。

下表は、平成 25 年 1 月 24 日に法務省、同年 2 月 1 日に文部科学省がそれぞれ回答したものについて、平成 25 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
1 法曹人口の拡大 司法試験の合格者数に関する年間数値目標については、これまでの達成状況との乖離が大きく、また、法曹・法的サービスへの需要の拡大・顕在化も限定的であることから、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等を踏まえつつ、速やかに検討すること。 (法務省)	(法務省) <p>政府においては、平成 23 年 5 月から、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣の申合せにより、「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し、法曹人口の在り方を含む法曹養成制度全般について検討を行っており、平成 24 年 5 月 10 日に論点整理を取りまとめた。</p> <p>その後、平成 24 年 8 月 3 日に公布・施行された裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 54 号）及びその法案審議の際の衆議院法務委員会附帯決議に基づき、政府における検討体制をより強力なものとするため、「法曹の養成に関するフォーラム」に替えて、平成 24 年 8 月 21 日閣議決定により、内閣に「法曹養成制度関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）が設置され、その下に「法曹養成制度検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。</p> <p>同年 8 月 28 日に開催された第 1 回検討会議では、主に法曹有資格者の活動領域の在り方についての検討が行われた。また、同年 9 月 20 日に開催された第 2 回検討会議では、今後の法曹人口の在り方について、総務省の勧告も踏まえ、これまで及び今後の弁護士の活動領域の拡大状況、法曹需要の動向、法科大学院における質の向上の状況等やそれらに関する各種データを踏まえた検討が行われている。</p> <p>なお、同年 9 月 11 日、平成 24 年司法試験の結果が発表され、合格者数は、2,102 人であった。検討会議においては、この結果も踏まえて議論が行われている。</p> <p>検討会議においては、法科大学院制度、司法試験制度、法曹有資格者の活動領域の在り方等についての議論も踏まえて、第</p>

勧告	政策への反映状況
<p>2 法科大学院教育</p> <p>(1) 法科大学院教育の目標の達成状況</p> <p>司法試験合格率の向上を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進すること。その際、未修者教育の一層の強化を推進すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>10回検討会議において、再度法曹人口についての検討を行ったところであり、この結果も踏まえて、今後、パブリックコメントを実施した上で、検討の結果を取りまとめる予定である。</p> <p>閣僚会議は、この検討会議の意見等を踏まえつつ、平成25年8月2日までに検討を加えて、一定の結論を得る予定であり、法務省としては、閣僚会議及び検討会議での議論を通じて、総務省の勧告も踏まえ、司法試験の合格者数に関する年間数値目標について、具体的な検討を行う予定である。</p>
<p>(2) 入学者の質の確保</p> <p>ア 適性試験の活用</p> <p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の有無について、第三者的立場の者を含めて改めて検証し、相関関係が立証できない場合には、適性試験実施機関に対し適性試験の改善を求ること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成24年7月19日に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）において、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」が取りまとめられた。</p> <p>文部科学省としては、法科大学院修了生が社会の様々な分野で活躍することや司法試験合格率の向上等を目指し、法科大学院における教育の質の向上を一層推進するため、本提言を踏まえ、平成24年7月20日に「法科大学院教育改善プラン」を策定・公表し、今後は、法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実及び法科大学院教育の質の改善等の促進を図るための改善方策に取り組む。</p> <p>また、法学未修者教育の充実については、法科大学院特別委員会の下に設置された「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下「未修者教育WG」という。）において、平成24年11月30日に、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられ、文部科学省では、これを受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p>
<p>イ 競争性の確保</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院全国統一適性試験を共同で実施するために関係団体で組織した適性試験管理委員会と協力しつつ、適性試験の成績と司法試験の合否との関連性の検証等を行い、平成24年12月6日の法科大学院特別委員会において、その結果が適性試験管理委員会から報告された。同報告においては、適性試験の成績と司法試験の合否について一定の関連性があること等が報告された。</p> <p>文部科学省としては、今後、第三者的立場の者も含めた適性試験の成績と法科大学院入学後の成績との相関関係の更なる検証について、その具体的な進め方等を検討する。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>法科大学院における入学者の質を確保する観点から、依然として競争倍率が2倍を下回っている法科大学院に対し、更なる取組を促していくこと。 (文部科学省)</p>	<p>法科大学院特別委員会の下に設置された「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」(以下「改善状況調査WG」という。)による調査において、平成24年度の調査では、競争倍率が2倍を下回っている法科大学院等に対するヒアリングの実施及び調査結果の公表により、総務省の勧告を踏まえた更なる改善を促した。</p> <p>また、新たに、文部科学省が公表した「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「競争倍率2倍の確保」については、特に状況が悪い場合は競争倍率の指標にのみ該当する場合であっても公的支援の更なる見直しの対象とすることや、新たに追加された入学定員充足率の指標よりも競争倍率の指標がより重視されるよう、削減額に傾斜をつけるなど、入学者選抜における競争性の確保について、各法科大学院の更なる取組を促した。</p>
<p>ウ 入学定員の削減</p> <p>法科大学院における教育の質を確保する観点から、定員充足率が向上しない法科大学院に対し、実入学者数に見合った更なる入学定員の削減を求ること。</p> <p>その際、定員規模が小さい法科大学院については、実入学者数に見合った定員削減が困難なものが生ずるとみられるが、法科大学院の撤退によって在籍学生の教育に支障が生じないよう、法曹養成制度の理念、地域バランス等も勘案しながら、他の法科大学院との統廃合についても検討しておくこと。</p> <p>また、法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、入学定員の削減に当たっては未修者の確保に配慮するよう促すこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査において、平成24年度の調査から新たに入学定員充足率が5割に満たない法科大学院や入学者が1桁であった法科大学院等に対するヒアリングを実施し、その調査結果を公表するなど、各法科大学院における入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組を進めることを促した。</p> <p>また、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」(平成24年9月7日)において、「入学定員の充足率」を公的支援の見直しのための指標として新たに追加し、各法科大学院が入学定員の削減を含めた更なる自主的・自律的な組織見直しに取り組むことを促した。</p> <p>法科大学院の統廃合等の組織見直しに関しては、閣僚会議の下に設置された検討会議において、議論がなされているところである。</p> <p>また、個々の法科大学院における自主的・自律的な組織見直しに関し、当該法科大学院に対し、在籍学生の教育への配慮や、入学者のうち非法学部出身者や社会人経験者が3割以上となるよう、適切な対応を促しているところである。</p>
<p>エ 多様性の確保</p> <p>多様な人材を受け入れるという法曹養成制度改革の理念を維持する観点から、各法科大学院に対し、非法学部出身者及び社会人の受</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>非法学部出身者や社会人を始めとする法学未修者への教育をより充実させるための方策について、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中では、法学未修者が安心して法科</p>

勧告	政策への反映状況
<p>入れ確保措置を講ずるよう促すこと。 (文部科学省)</p>	<p>大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指すこととされ、夜間開講コースの充実などを含む、法学未修者教育に関する充実方策が報告された。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図り、多様な人材が安心して法科大学院で学べるよう、各法科大学院に対して、法学未修者教育の充実を要請した。</p>
<p>(3) 修了者の質の確保</p> <p>ア 厳格な成績評価</p> <p>法科大学院における修了者の質を確保する観点から、各法科大学院に対し、成績評価及び修了認定の厳格化の一層の推進を求めること。</p> <p>また、法科大学院に入学しても、最終的に修了できない者や、修了直後の司法試験を受験しない者が増加していることから、各法科大学院における教育の質の向上の取組及びその効果について検証すること。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>さらに、上記取組の効果が十分に認められず、それが入学者の質の確保が十分でないことによる場合、法科大学院に対し、更なる入学定員の見直しを求めるこ。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院特別委員会の下に設置された改善状況調査WGによる調査を通じて、成績評価及び修了認定の厳格化や入学者選抜における競争性の確保等の一層の推進を図るとともに各法科大学院における教育の質の向上の取組、その効果等について検証を行う。</p> <p>これに加え、特に、法学未修者において標準修業年限修了率や司法試験合格率の低迷が見られること等を踏まえ、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成 24 年 11 月 30 日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法学未修者教育に係る現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成 24 年 12 月 15 日開催）において周知を図った。</p>
<p>イ 共通的な到達目標</p> <p>法科大学院における学修のばらつきをなくし、修了者の質の一定水準を確保するため、関係機関の連携の下、策定された共通的な到達目標モデルを踏まえ、各法科大学院が到達目標を速やかに策定するよう働きかけること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成 24 年 7 月 19 日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進が示されている。本提言を各法科大学院及び認証評価機関に対して周知徹底することにより、各法科大学院が共通的な到達目標を踏まえた到達目標を設定することや、認証評価機関が共通的な到達目標を踏まえた到達目標の設定状況に関する評価を一層厳格に行うことを促している。</p>
<p>ウ 未修者対策</p>	<p>(文部科学省)</p>

勧告	政策への反映状況
<p>未修者については、上記の修了者の質の確保の取組を推進しつつ、法律基本科目の量的充実の効果について今後検証するとともに、未修者対策の強化について早期に取り組むこと。その際、好事例についても収集し、他の法科大学院に対し情報提供を行うこと。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>法学未修者教育については、法科大学院特別委員会の下に設置された未修者教育WGにおいて、平成24年11月30日に「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」が取りまとめられた。この中で、法律基本科目の量的充実の効果を含めた法学未修者教育の現状を分析し、法学未修者教育をめぐる課題を明らかにするとともに、その改善方策が報告されている。また、法学未修者教育に関する各法科大学院の好事例も示されている。</p> <p>文部科学省では、同報告の内容について法科大学院関係者の集まる法科大学院協会総会（平成24年12月15日開催）において周知を図り、各法科大学院における法学未修者対策の強化を要請した。</p> <p>さらに、文部科学省では、同報告を受けて、今後、法学未修者教育の一層の強化を図るため、その具体的方策について検討する。</p>
<p>(4) 公的支援の見直し</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標については、未修者への影響や、法科大学院における教育の質の改善の進捗状況などを踏まえ、必要な改善措置を講ずること。</p> <p>また、法科大学院の公的支援の見直し指標の競争倍率については、意図的に合格者を減少させることで競争倍率を確保する可能性があることを踏まえ、定員充足率を加味したものに改めること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>法科大学院の公的支援の見直し指標の改善については、「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（平成24年9月7日）を公表した。</p> <p>具体的には、平成26年度予算から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現行の「司法試験合格率」及び「競争倍率」の指標に加え、新たに「入学定員充足率」を指標に追加し、これら3つの指標のうち、複数の指標に該当した場合に、公的支援の見直しの対象とする、 ② 単独の指標のみでも、特に深刻な課題を抱える場合は、公的支援の見直しの対象とする、 ③ 「入学定員充足率」の指標が追加されたことで、「競争倍率」の指標が軽視されることのないよう、ある年度の競争倍率が2倍未満の場合、当該年度の入学定員充足率が50%以上であっても、50%未満とみなすものとする <p>といった改善方策を実施することとした。</p>
<p>3 法科大学院教育と司法試験との有機的連携</p> <p>司法試験の透明性を確保し、また、司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、司法試験に関する情報提供の充実が図られているが、採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させること。</p> <p>各法科大学院において、受験状況等の把握が困難な場合もあることに鑑み、法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を</p>	<p>(法務省)</p> <p>司法試験と法科大学院教育との連携を確保する観点から、総務省の勧告で「採点実感において、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどし、その情報提供をより充実させる」とされている点については、平成25年1月4日、全科目に法科大学院教育に求めるものを盛り込むなどした平成24年司法試験の採点実感等に関する意見を公表し、情報提供をより充実させた。</p> <p>また、同勧告で「法科大学院が自校修了者の司法試験の受験状況・合格状況の把握・分析を行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供する」とされている点については、平成24年10月9日、法科大学院1校から該当する要請があつたことから、同月11日、</p>

勧告	政策への反映状況
<p>行って今後の教育内容・方法の改善を図るため、各法科大学院から要請があるときは、当該法科大学院修了が受験資格の基礎となっているその年の司法試験受験者の氏名、それぞれの受験回数、試験の合否の情報を提供すること。</p> <p>(法務省)</p>	<p>同法科大学院に同情報を提供するとともに、以降も該当する要請があったときは、同様の情報提供を行うこととした。</p>
<p>4 修了者等への支援策</p> <p>法科大学院に対し、修了者の進路の把握については、修了時の把握はもとより、受験資格を保有し得る少なくとも5年間は継続し、総合的な集積・管理を行わせること。</p> <p>修了者（法務博士（専門職））の社会での人材活用を図る観点から、自校の修了者の進路の動向や在学生のニーズ等を踏まえ、法科大学院における修了者及び在学生に対する就職支援等の充実を促進すること。</p> <p>(文部科学省)</p>	<p>(文部科学省)</p> <p>平成24年7月19日に法科大学院特別委員会において取りまとめられた「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」では、各法科大学院において率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進めることができ期待される旨を明記するとともに、平成24年7月20日に文部科学省として策定・公表した「法科大学院教育改善プラン」においては、平成24年度から各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促すこととしている。</p> <p>これに併せ、文部科学省が、平成23年度から実施している法科大学院修了者の進路に関する調査（過去5年度分）について、継続的な調査の実施により各法科大学院における修了者の進路の把握を促進するため、24年度も調査を実施した。</p>

（注）評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyska.html）

テー マ 名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成24年1月20日)
関係行政機関	文部科学省、厚生労働省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）等に基づき、総合的に推進することが求められている児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p>
○ 評価の結果	<p>児童虐待の防止等に関する政策については、</p>

- ① 児童虐待相談対応件数（以下「虐待対応件数」という。）は増加の一途であること
- ② 児童虐待による死亡児童数は、年間おおむね50人ないし60人前後で推移し、減少していないこと
- ③ 当省の調査結果において、児童虐待の i) 発生予防、ii) 早期発見、iii) 早期対応から保

護・支援及びiv) 関係機関の連携の各施策における効果の発現状況をみると、iii) 早期対応から保護・支援については一定の効果がみられたものの、残りの施策についてはいずれも不十分なものとなっていること
から、政策全体としての効果の発現は不十分であると考えられ、以下のような問題・課題の解消が必要となっている。

(1) 児童虐待の発生予防に係る取組状況

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、3歳未満の児童の虐待防止に効果が認められるが、両事業を未実施の市町村や、乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられた。また、両事業は3歳以上の児童の虐待防止には効果が乏しく、両事業のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めない。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、平成23年7月、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等を要請する通知を都道府県、政令指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に発出している。

(2) 児童虐待の早期発見に係る取組状況

ア 関係機関における早期発見に係る取組

調査した保育所及び小・中学校において、児童虐待のおそれを認識したが通告するかどうか判断に迷った結果通告しなかった事例や、児童虐待のおそれを認識してから通告までに長期間（1か月以上）を要している事例がみられた。

当省の政策評価の途上で、文部科学省は、平成22年8月、都道府県教育委員会等に対し、児童虐待のおそれを発見した場合には、その確証がないときであっても速やかに通告しなければならないことについて、改めて学校等への周知を要請しているが、小・中学校におけるその後の速やかな通告の実施状況については、点検・確認を行っていない。

イ 早期発見に係る広報・啓発

児童相談所全国共通ダイヤルのアンケートの中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントが入っていない。また、都道府県等が作成しているリーフレット等の中には連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨の記載がないものがみられた。

(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組状況

ア 児童相談所及び市町村における対応体制等

(ア) 虐待対応件数等の報告

児童相談所及び市町村における虐待対応件数等の報告状況について都道府県等に確認したところ、適切な報告を行っているものはみられなかった。

(イ) 児童相談所及び市町村における対応体制

児童福祉司及び市町村担当者の資質向上のための対策等に関しては、①研修の機会が十分に確保されていないまま事案を担当せざるを得ない、②経験豊富な担当者の配置が少ない、③バーンアウト対策が十分とはいえない状況となっている。

(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担

全1,750市町村のうち児童相談所との役割分担の取決めはないものが1,253市町村（71.6%）となっており、役割分担が明確になっていないことも原因となって児童相談所の対応が遅れたと考えられる事例もみられた。

イ 安全確認の実施

調査した児童相談所及び市町村において安全確認までに3日以上要した事例も一部みられた。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待の通告のあった児童に対する安全確認の徹底を図るため、平成22年8月に通知を、9月には手引きを発出している。しかし、通知及び手引きは市町村を対象にしておらず、また、厚生労働省は、児童相談所におけるその後の安全確認の実施状況について、点検・確認を行っていない。

ウ 児童及び保護者に対する援助等

(ア) 一時保護所の整備

調査した一時保護所において、①年間の平均入所率が9割を超えるところ、②混合処遇を実施しているところ、③児童指導員として教員OB等が配置されていないところがみられた。

(イ) 保護者に対する援助

保護者への援助の結果、悪化・再発事例も一部発生しており、その原因は、①保護者の養育態度が改善されなかつたものや②アセスメント（調査）が不十分なものが多い。

特に、児童相談所は、市町村に比べ、①の割合が悪化・再発いずれにおいても高い。児童福祉司及び市町村担当者は、保護者への援助に苦慮しており、効果的な保護者援助に

資する保護者指導プログラムに関する情報を求めている。

また、援助指針等決定時や対応終了時に独自のアセスメントシートを利用している児童相談所及び市町村における悪化率、再発率は、利用していない児童相談所及び市町村に比べて低い。

当省の政策評価の途上で、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」において、家庭裁判所から都道府県知事に保護者指導の勧告を行う際に勧告の内容を保護者に伝達できるような対応を図ることについて検討すること等が提言されている。

(イ) 児童相談所と児童養護施設等との連携

入所児童について児童相談所が作成する援助指針が児童養護施設等に提供されていない事例等がみられた。

(エ) 死亡事例等の検証

都道府県等において、過去に「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の検証結果で指摘された課題等と同様の指摘が都道府県等の検証結果でも指摘されているなど、過去の検証結果を活用できていないと考えられる状況がみられた。

エ 社会的養護体制の整備

(ア) 児童養護施設等の整備

「子ども・子育て応援プラン」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）における小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の整備目標は達成されていない。

情緒障害児短期治療施設において、入所の対象となる児童や、児童に対するケアへの考え方方が施設によって異なる状況がみられた。

(イ) 里親委託の推進

認定・登録された里親の約 6 割が未委託となっており、高齢化が一因であるとの意見が聴かれたが、厚生労働省は未委託里親の実態を把握していない。

また、里親等委託率の実績は、子ども・子育て応援プランの目標を下回っており、都道府県別にみると較差がみられた。

さらに、里親支援機関事業を実施した都道府県等における事業実施後の認定・登録里親数と里親等委託率は必ずしも伸びていない状況がみられた。

(4) 関係機関の連携状況

児童虐待が発生しているにもかかわらず、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議及び実務者会議が 1 回も開催されていない市町村がみられた。

下表は、平成 24 年 9 月 3 日に厚生労働省、同年 9 月 4 日に文部科学省がそれぞれ回答したものについて、平成 25 年 3 月末現在で補正したものである。

勧告	政策への反映状況
<p>(1) 児童虐待の発生予防に係る取組の推進</p> <p>① 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない市町村並びに乳児家庭全戸訪問事業の訪問率が低調な市町村がみられる原因を分析した上で、必要な改善措置を講ずること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を実施していない、あるいは、乳児家庭全戸訪問事業が低調な原因を分析するため、平成 24 年 2 月から市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して調査を実施し、平成 24 年 12 月に調査結果を取りまとめ、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した（管内市区町村に対する情報提供も依頼）。当該事務連絡において、乳児家庭全戸訪問事業で訪問できなかつた家庭に対しては、訪問できなかつた理由や背景を調べ、今後の支援や見守りの検討につなげるよう依頼した。</p> <p>なお、各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対し、本政策評価結果を踏まえ、管内市町村において、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業をいまだ実施していない場合は、その実施について管内市町村へ働きかけるよう、「児童虐待の防止等に関する政策評価（総務省統一性・総合性確保評価）について」（平成 24 年 2 月 23 日付け雇児総発 0223 第 1 号、雇児保発 0223 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、保育課長通知。以下「平</p>

勧告	政策への反映状況
<p>② 児童虐待の発生予防について、更なる効果的な取組を検討すること。</p> <p>ただし、厚生労働省は、妊娠・出産・育児期の児童の虐待の発生予防については、平成23年7月の通知（注）発出後の地方公共団体における取組状況を踏まえ、発生予防の効果的な取組を検討すること。</p> <p>（文部科学省・厚生労働省） （注）「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成23年7月27日付け雇児総発0727第1号・雇児福発0727第1号・雇児母発0727第1号、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知）。</p>	<p>成24年2月23日通知」という。により要請した。</p> <p>さらに、全国厚生労働関係部局長会議（平成24年1月20日、25年2月20日）、全国児童福祉主管課長会議（平成24年2月27日、25年3月15日）、全国児童相談所長会議（平成24年3月14日）及び全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議（以下、総称して「全国会議」という。）において、全市町村での乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施を促進するため、都道府県等に対し管内市町村への働きかけを要請した。</p> <p>（文部科学省） 文部科学省に設置された「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が平成24年3月に取りまとめた報告書において、特に児童虐待防止の取組を強化することが社会的な課題となつており、その発生予防に資するよう親の学びの支援や孤立防止のためのつながりづくりを一層進めることが必要であるとの認識の下、親の育ちを応援する学習プログラムの充実、親子と地域のつながりをつくる取組の推進、支援のネットワークをつくる体制づくりに関する方策もその中で提言された。</p> <p>これを踏まえ、児童虐待等家庭をめぐる問題の複雑化等を背景に社会全体の協働による家庭教育支援の活性化を図ることを目的に、全国の地方公共団体の家庭教育支援担当者、家庭教育支援チーム、NPO、関係団体等が一堂に会する全国家庭教育支援研究協議会を平成24年11月に開催した。その中で「親の孤立化や児童虐待予防への効果的な取組方策」を分科会のテーマに、福祉行政分野の専門家も参加し、地域における親支援プログラムの実践事例や家庭教育支援チームによるアウトリーチ活動の報告を基に、児童虐待予防の観点から、これらの取組の意義等について協議を行った。協議の成果として、虐待のリスクとして、親のストレスや悩み、社会的な孤立や援助者の不在が挙げられるが、それに対応する取組として、地域人材によるアウトリーチ支援が有効であること、また、子どもの成長や発達を理解するための親支援プログラムの提供が有効であること等が改めて確認された。</p> <p>なお、本協議会の内容を広く周知するため、また、研修等で活用できるよう、本分科会の様子を収録したDVDを都道府県・指定都市教育委員会へ配布した。</p> <p>また、全国家庭教育支援研究協議会の成果も踏まえ、以下の取組i)、ii)の必要性を地方公共団体、学校、NPO、家庭教育関係団体等を対象とする各種会議等において説明するとともに学校と地域人材の連携による課題を抱えた家庭への対応事例についても情報提供することにより、地方公共団体による児童虐待防止に資する取組を積極的に促していく。さらに、取組i)、ii)について補助事業により推進していく。また、平成25年度は、家庭教育支援体制の強化を図るため、地域の身近な小学校等に保護者等への家庭教育に関する情報提供や相談対応を行う家庭教育支援員の配置を補助事業の1項目として盛り込んだ。</p> <p>i) 孤立防止のためのつながりづくりを一層進めるため、地域人材（主任児童委員や児童委員を含む。）を中心にきめ細やかな活動を組織的に行う仕組みとしての「家庭教育支援チーム」型の支援を推進する。</p> <p>ii) 子どもとのコミュニケーションや保護者が抱えるストレスへの対処方法等について、気付きや学び合いを促すための体験型やワークショップ形式の学習プログラムや講座を開発し、充実させる。</p> <p>さらに、全国家庭教育支援研究協議会での成果を踏まえ、平</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>成 25 年度の新規の委託事業により、児童虐待などの社会的課題を抱え孤立しがちな家庭に対する支援を、国と地方公共団体が共同により実証研究として実施し、更なる効果的な取組の開発・検証を行う予定としている。</p> <p>加えて、中高生など将来親になる世代を対象に、乳幼児と触れあう機会の提供を図ったり、親になることや、子どもとの関わり方、自他の命を大切にする心について学べるようにするなど、児童虐待防止に資する取組を推進する。</p> <p>なお、上記検討委員会の報告書は、国のみならず地方公共団体の施策の指針ともなることから、平成 24 年 4 月に都道府県、指定都市及び中核市の教育委員会等に対して同報告書を送付するとともに、同報告書の趣旨を踏まえた家庭教育支援の取組の推進について依頼した。</p> <p>このほか、同年 5 月に開催された全国社会教育主事研究協議会において、全国の社会教育主事に対して、中学校区でスクールソーシャルワーカーを中心として子育てサポートや専門支援員を配置し、課題を抱える家庭に対し、家庭訪問等による相談を行ったりするネットワークを児童虐待防止に資する取組として情報提供したところである。</p> <p>加えて、厚生労働省との連名による通知「児童委員・主任児童委員の積極的な活用による児童健全育成及び家庭教育支援施策の推進について」（平成 21 年 3 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）、「生徒指導、家庭教育支援及び児童健全育成に係る取組の積極的な相互連携について」（平成 22 年 9 月 16 日付け各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び民生主管部長等宛て）により教育分野と福祉分野との相互連携を促し、教育分野や福祉分野の関係者を対象とした全国的な会議等において周知徹底を図っているところである。今後も厚生労働省との緊密な連携の下、児童虐待予防にも資する家庭教育支援の充実に取り組んでいく。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 死亡事例において、生後間もない子どもを始めとした乳幼児期の子どもが多くを占めている状況にあり、特に妊娠・出産・育児期の児童虐待の発生予防が重要である。このため、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 4 号・雇児母発 0727 第 3 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日付け雇児総発 0727 第 1 号・雇児福発 0727 第 1 号・雇児母発 0727 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知。以下「平成 23 年 7 月通知」という。）により、地方公共団体に対して取組を促しており、現在、平成 23 年 7 月通知発出後の地方公共団体における取組状況についての現状を調査している。</p> <p>今後は、同調査結果を取りまとめ、これも踏まえつつ、発生予防に係る更なる効果的な取組を検討の上、必要な措置を講ずることとしている。</p> <p>② 平成 23 年 7 月通知に基づく、妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備及び管内市町村や医療機関等の関係機関への周知について、都道府県等に対し改めて平成 24 年 2 月 23 日通知に</p>

勧告	政策への反映状況
	<p>より要請した。</p> <p>③ 平成 23 年 7 月通知を踏まえた発生予防の取組である、妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい体制の早急な整備及び妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備を推進するほか、妊娠期から養育についての支援が必要と認められる「特定妊婦」への支援、医療機関との積極的な連携による対応を図るとともに、近い将来親となる若年者に対する広報・啓発に取り組むよう都道府県、保健所設置市等に対し「『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 8 次報告）』を踏まえた対応について」（平成 24 年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号、雇児母発 0726 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知。以下「平成 24 年 7 月 26 日通知」という。）により要請した。</p> <p>④ 平成 24 年 1 月以降に開催した全国会議において、地域の実情を踏まえた児童虐待の発生予防のための相談体制及び連携体制の整備などを要請した。</p> <p>⑤ 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）を発出し、虐待の発生予防のための取組を要請した。</p> <p>⑥ 児童相談所及び市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関における医療機関との連携について留意すべき事項を示した「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）を発出し、虐待の発生予防のための取組を促した。</p> <p>⑦ 平成 24 年 10 月 19 日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁と関係団体が意見交換などを行う「児童虐待防止対策協議会（第 16 回）」を開催し、関係団体に対し、児童虐待防止のための取組を要請した。また、議題として「若年者などに向けた虐待予防に関する理解の促進」を特に取り上げ、若年者などに向けた啓発等の取組の推進を要請した。</p> <p>⑧ 平成 24 年 11 月の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止のための啓発用ポスター・リーフレットの全国配布、インターネットテレビ（政府広報）の放映、厚生労働省広報誌への特集記事の掲載などを行い、集中的な広報・啓発を実施した。</p> <p>⑨ 近い将来親になる若者たちが児童虐待防止に係る啓発活動を行うことにより、児童虐待問題への関心を高め、虐待の予防につなげていくことを目的として、「学生によるオレンジリボン運動」の実施を大学等（7 校）に呼びかけ、実際に実施してもらう試行的な取組を行った（平成 24 年 10 月～11 月に実施）。取組状況については、平成 25 年 3 月に厚生労働省ホームページに掲載し、紹介した。</p> <p>⑩ 市区町村等における児童虐待防止の啓発に活用してもらうため、乳児の泣きに関する理解と対処法を解説し、児童虐</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(2) 児童虐待の早期発見に係る取組の推進</p> <p>ア 保育所及び小・中学校における取組の推進</p> <p>① 市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請すること。 (厚生労働省)</p> <p>② 平成22年8月に発出した課長通知(注)を踏まえた小・中学校における児童虐待の通告の実施状況を把握し、その結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討すること。 (文部科学省)</p> <p>(注) 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の対応の徹底について(通知)」(平成22年8月13日付け22初児生第20号、都道府県教育委員会担当課長、各指定都市教育委員会担当課長、都道府県私立学校主管課長、附属学校を置く各国立大学法人学長宛て、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)。</p> <p>イ 早期発見に係る広報・啓発の充実</p> <p>児童相談所全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れること。</p> <p>また、都道府県等及び市町村に対し、広報・啓発媒体に、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られる旨の記載をするよう要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>待の一つである「乳幼児揺さぶられ症候群」の予防を図るために啓発DVDを作成し、平成25年3月に全国に配布した。</p> <p>⑪ 薬局・薬店関係団体に対し、地方自治体や関係団体が作成する妊娠検査薬を購入する人向けの妊娠等に関する相談窓口等を記したカード等の薬局・薬店での配置に協力いただくよう、平成25年3月27日付け事務連絡により要請した。</p> <p>⑫ 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、児童虐待の発生予防に係る取組の更なる推進を要請した。</p> <p>(厚生労働省) 児童虐待の早期発見のため、保育所を利用している子どもの虐待が疑われる場合には、保育所において市町村又は児童相談所へ速やかな通告を徹底することを管内市町村及び保育関係者へ周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>(文部科学省) 平成24年1月に都道府県教育委員会教育長等に対し、本勧告の指摘事項を示し、児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても速やかな通告をすること等について一層の周知徹底を図るよう通知した(平成24年1月30日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学省生涯学習政策局長通知)。 また、同年3月にも、学校現場における通告を一層推進するため、一般的な主觀により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること、児童虐待に係る保護者等への対応は児童相談所等と連携して行うこと、保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわすこと等通告を行う際の留意事項を示した(平成24年3月29日付け各都道府県教育委員会教育長等宛て文部科学副大臣通知)。 さらに、同年3月、各都道府県教育委員会等に対して、小・中学校における児童虐待の通告の実施状況に関する調査を実施し、同調査結果について取りまとめ、その内容の確認及び分析を行っているところであり、今後、同調査結果により状況を把握した結果、速やかな通告の徹底が必要な場合には、その原因を分析した上で、速やかな通告の徹底方策を検討してまいりたい。</p> <p>(厚生労働省) 平成24年9月に全国共通ダイヤルのアナウンスに、連絡者や連絡内容に関する秘密が守られる旨のコメントを入れた。 また、広報・啓発媒体の作成に当たっては、通告者や通告内容の秘密は守られる旨明記することを児童相談所及び管内市町村に周知するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知及び平成24年7月26日通知により要請した。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>(3) 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進 ア 児童相談所及び市町村における担当者の資質の向上等 (ア) 虐待対応件数の適切な把握・公表 　都道府県等から虐待対応件数等の報告に誤りが生じないよう、記入要領等を見直すこと等により的確な虐待対応件数等を把握・公表すること。 　(厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 　平成 25 年度の福祉行政報告例の記入要領を見直し、平成 25 年 3 月に都道府県等に対して示した。</p>
<p>(イ) 児童福祉司及び市町村担当者の資質の向上 　都道府県等及び市町村に対し、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修の機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進を要請すること。 　(厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 　児童福祉司の積極的な配置のほか、児童福祉司及び市町村担当者の十分な研修機会の確保、必要な経験年数を踏まえた人員配置及びバーンアウト対策の推進について、平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。 　また、都道府県等に対し、新任時の研修について最低限盛り込むべき研修の内容や実施方法について示した「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成 24 年 2 月 23 日付け雇児総発 0223 第 2 号、都道府県、指定都市、児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を発出し、計画的な研修の実施を要請した。 　加えて、児童相談所と市町村において業務量に見合った職員の配置による体制整備及び専門職の採用や外部専門家の活用の促進、経験年数を踏まえた人員配置等による専門性の確保に努めることについて、都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 　また、平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、児童相談所や市区町村における適切な人材確保や研修の充実について更なる取組を要請した。</p>
<p>(ウ) 児童相談所と市町村の役割分担の明確化 　都道府県等及び市町村に対し、児童相談所と市町村の役割分担についての具体例を示し、役割分担の文書による取決めを行うよう要請するなどにより、役割分担の明確化を推進すること。 　(厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 　児童相談所と市町村の役割分担については、両者の認識の共有や連携体制の協議を行い、役割分担の明確化を図るよう、児童相談所へ指導するとともに管内市町村へ要請するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。 　また、児童相談所と市町村がそれぞれ虐待相談の窓口を担う上で、双方の対応の漏れを防ぎ、事例の進展に応じて円滑にケースを移管できるよう、役割分担の基準の策定について配慮することを都道府県、保健所設置市等に対し平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 　さらに、市区町村の児童家庭相談業務、要対協の設置・運営状況並びに乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況等に係る市町村調査の結果を取りまとめ、平成 24 年 12 月に公表し、併せて各都道府県、指定都市及び児童相談所宛て事務連絡により情報提供した（管内市区町村に対する情報提供も依頼）。本事務連絡において、市区町村と児童相談所の役割分担について、取決めがなされていない市区町村は、児童相談所と協議の上、役割分担の目安となる基準、ルールの策定するよう要請した。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>イ 速やかな安全確認の実施</p> <p>① 平成22年8月に発出した課長通知及び同年9月に発出した「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」を踏まえた児童相談所における安全確認の実施状況を把握し、その結果、いまだ速やかな安全確認がなされていない場合は、その原因を分析した上で、速やかな安全確認の徹底方策を検討すること。</p> <p>② 市町村に対し、速やかな安全確認の実施を徹底するよう要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>速やかな安全確認の実施については、平成24年1月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底、臨検・捜索も視野に入れた立入調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて適切な対応を行うよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>また、警察庁と協議の上、警察からの通告受理後の対応についての情報提供体制に関し、書面で取決めをするなどにより警察と連携した子どもの安全確認及び安全確保を徹底するよう、都道府県等に対し、「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により要請した。</p> <p>加えて、通告等があった家庭について、住民登録がなく居住者が判明しない場合や、居住実態が確認されない場合に必要な対応や児童の安全を最優先に考えて安全確認に努めるよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により改めて要請した。</p> <p>さらに、今後、児童相談所等の体制整備に関する調査において、各児童相談所における安全確認に関するルールへの対応状況について調査することを検討中である。</p> <p>① 平成24年1月以降に開催した全国会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>② 速やかな安全確認に向けた体制を整備するとともに、対応に苦慮した場合、児童相談所その他の関係機関と連携して対応する方法を検討することを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>③ 乳幼児健康診査等を受けていない家庭等について、市町村の児童福祉担当部署と母子保健担当部署が連携し、必要な場合には、児童の状況の確認や要対協を活用して支援を行うよう、都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>④ 市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要対協の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項を示した「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日付け厚生労働省雇児総発1130第1号、雇児母発1130第1号、各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区宛て、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を発出し、市区町村の関係部署や児童相談所等の関係機関が連携して、虐待発生のリスクが高いと考えられる家庭の把握や児童の安全確認・安全確保のための対応を行うよう要請した。</p> <p>⑤ 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、目視による安全確認の徹底や、虐待者本人との面接を含めた家族全体の調査・診断・判定の実施、関係機関等との情</p>

勧告	政策への反映状況
<p>ウ 児童及び保護者に対する援助等の充実・強化</p> <p>(7) 一時保護所の充実</p> <p>① 年間平均入所率が9割を超える一時保護所の解消方策及び混合処遇の改善の促進方策を検討すること。</p> <p>② 一時保護所における長期入所児童への教育・学習指導の機会を確保するため、一時保護所への教員OB等の配置の促進方策を検討すること。</p> <p>(以上、厚生労働省)</p> <p>(イ) 保護者に対する援助の充実強化</p> <p>① 保護者指導プログラムに関する情報の収集及び整理を進め、都道府県等及び市町村に対して情報提供を行うこと。</p> <p>また、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」における提言も踏まえ、児童相談所が行う保護者に対する援助が効果を上げる方策を検討すること。</p> <p>② 都道府県等及び市町村に対し、児童相談所及び市町村が援助指針・方針の決定や対応終了の判断をする際には、保護者及び児童に対する適切なアセスメント(調査)を実施するよう要請するとともに、児童虐待の状況に</p>	<p>報共有などについて、適切な対応を行うことを管内市町村に要請するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成23年度における一時保護所に関する調査結果も踏まえ、必要に応じて一時保護所の定員を増加させることや、適切な一時保護委託の実施により混合処遇の改善を図るよう都道府県等に対して要請することを予定している。</p> <p>なお、平成24年度から、児童相談所から一時保護委託を受ける里親等に対し、児童入所施設等措置費で新たに一時保護委託手当を支弁することとし、一時保護所の混雑軽減と混合処遇の改善に資する措置を講じた。</p> <p>平成23年度における一時保護所での教員OB等の配置状況に係る調査結果も踏まえ、教員OB等の配置促進を都道府県等に対して要請することを検討している。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>平成24年度中に全国の児童相談所に対して保護者指導プログラムの実態等について調査を実施し、その結果を踏まえ、都道府県等及び市町村への情報提供等の必要な取組を検討する予定である。</p> <p>また、保護者の特徴に応じた適切なプログラムの選択に関する研究の実施について検討しているところである。</p> <p>保護者に対する援助が効果を上げる方策については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第28条の規定に基づく承認審判において、家庭裁判所から都道府県知事に対して行う保護者指導の勧告を保護者にも事実上伝達することとする運用の改善を図るため、平成24年3月に「児童相談所運営指針」(平成2年3月5日付け児発第133号、都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛て、厚生省児童家庭局長通知)を改正し、家庭裁判所による保護者指導に関する勧告が保護者指導の上で効果的に行われるよう、児童相談所が家庭裁判所に対して勧告を求めるべきケースの事例、児童相談所から家庭裁判所に対して、家庭裁判所が勧告の内容を保護者に伝達するよう上申する手続の方法や留意点等について示した。</p> <p>援助指針・方針の決定やケース終了の際の適切なアセスメントの実施、援助指針の定期的な見直しの徹底、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)別表(家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト)の積極的な活用及びこれらの管内市町村への要請について都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>また、各自治体が作成しているアセスメントシートを含む虐待対応マニュアルを収集し、このうち参考となる事例について</p>

勧告	政策への反映状況
<p>について適切な判断を行うためのアセスメントシートを提示し、これを積極的に利用するよう要請すること。また、都道府県等及び市町村に対し、援助指針・方針の定期的な見直しの徹底を要請すること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>「子どもの虹情報研修センター」の援助機関向けサイトに掲載し、併せて、都道府県、指定都市及び児童相談所に対して情報提供を行った（平成 25 年 3 月）。</p>
<p>(ウ) 児童相談所と児童養護施設等との連携の推進 都道府県等に対し、児童相談所から児童養護施設等への速やかな援助指針の提供を行うよう要請すること。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 入所児童に関する援助指針は児童相談所から児童養護施設等へ速やかに提供するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知により要請した。</p>
<p>(イ) 死亡事例等の検証結果の活用の促進 都道府県等に対し、OJT や研修などに事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むよう要請するなど、事例検証委員会が実施した死亡事例等の検証結果の活用を促すこと。 (厚生労働省)</p>	<p>(厚生労働省) 都道府県等において児童福祉司及び市町村担当者向けの研修を実施するに当たっては、検証結果を踏まえたケーススタディを盛り込むなどして検証結果を活用するよう、都道府県等に対し平成 24 年 2 月 23 日通知及び平成 24 年 7 月 26 日通知により要請した。 また、平成 24 年 1 月以降に開催した全国会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し要請した。 さらに、平成 25 年 2 月 20 日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び 25 年 3 月 15 日開催の全国児童福祉主管課長会議において、検証結果については、児童福祉司、市町村職員等の児童虐待防止に関わる職員等の研修等で積極的に活用するよう、都道府県等に対し改めて要請した。</p>
<p>エ 社会的養護体制の整備の推進 (ア) 児童養護施設等の整備の推進 ① 児童養護施設等の小規模化について、目標が達成されていない要因を分析し、その促進方策を検討すること。</p> <p>② 入所児童に占める被虐待児童の割合の増加を踏まえ、情緒障害児短期治療施設の在り方を</p>	<p>(厚生労働省) 児童養護施設等の小規模化の推進については、平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」に、小規模化の促進方策として、人員配置基準の見直しのほか、職員の力量の向上のための研修の充実等を盛り込んでおり、これに沿って取組を進めている。 なお、その第一段階として、平成 24 年度予算においては、全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置できるようにしたり、賃貸物件を活用して実施する場合に、賃借料を月額 10 万円まで措置費に算定できるようにするとともに、現行、例えば児童養護施設（小学生以上）6 : 1 の配置を 5.5 : 1 とするなど、基本的人員配置を 30 数年ぶりに引き上げた。</p> <p>平成 23 年 7 月に「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会」で取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護関係施設の種別ごとに運営指針を策定することとされたことに基づき、平成 24 年 3 月に情緒障害児短期治療</p>

勧告	政策への反映状況
<p>明確にすること。 (以上、厚生労働省)</p>	<p>施設の施設運営指針を策定し、当該施設は、「心理的困難や苦しみを抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じて心理治療を必要とする子どもたちを入所又は通所させて治療を行う施設である。入所治療は原則として数か月から2～3年程度の期間とし、家庭復帰、児童養護施設などへの措置変更を行い、通所、アフターケアとしての外来治療を行なながら地域で生活していくことを支援していく。」といった運営理念とともに、96項目の指針を示し、情緒障害児短期治療施設の在り方を明確にした。</p>
<p>(1) 里親委託の推進 里親の普及及び委託を促進するため、里親等委託率の低い都道府県におけるその理由や未委託里親の実態等の分析を行った上で、里親支援機関事業の効果的な実施の在り方について検討すること。 (厚生労働省)</p> <p>(4) 関係機関の連携強化 要対協(注)の個別ケース検討会議及び実務者会議の機能が適切に発揮されるような運営方策を検討し、市町村に対し、個別ケース検討会議及び実務者会議の活性化を図るよう要請すること。 (厚生労働省) (注) 要保護児童対策地域協議会。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>都道府県等に対する里親委託が進まない理由についてのアンケート調査や里親委託率を大きく伸ばした都道府県等の取組内容についての調査の結果等を踏まえ、平成24年3月に、児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインを改正し、里親への定期的な訪問回数の設定や、児童相談所が中心となり里親支援機関と役割を分担、連携して里親支援を行うことなど、里親支援の取組内容、体制整備について都道府県等に示し、積極的な取組を促している。</p> <p>また、里親支援機関事業についても、平成24年3月に実施要綱を改正し、児童相談所、乳児院等の施設及び里親との連携を図りつつ、施設から里親への子どもの委託を総合的に推進するための里親委託等推進委員会を都道府県単位及び児童相談所単位で設置することを明確にした。</p> <p>これらのほか、平成24年度から新たに、里親支援機関である児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置するとともに、25年3月に、里親等委託率を大幅に伸ばした自治体の里親委託推進の取組をまとめた「事例集」を各自治体に周知し、活用を促したことである。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>① 個別ケース検討会議及び実務者会議について、管内市町村における好事例を収集し、管内市町村に収集した好事例を情報提供するなどして、管内市町村に両会議の活性化を図ることを要請するよう、都道府県等に対し平成24年2月23日通知により要請した。</p> <p>② 要対協の機能強化のため、管内市町村に調整機関の会議運営能力やケースをアセスメントする専門性の確保及び業務量に相当する人員配置等の体制整備に努めることを要請するよう都道府県、保健所設置市等に対し平成24年7月26日通知により要請した。</p> <p>③ 平成24年1月から3月までにかけて、当省アフターサービス推進室において、要対協を積極的に活用している地方公共団体に対し、効果的に運用するための方法や工夫点の調査を実施し、同年12月に結果を「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の実践事例集」としてとりまとめ、地方自治体に対して情報提供した。</p> <p>④ 平成25年2月20日開催の全国厚生労働関係部局長会議及び25年3月15日開催の全国児童福祉主管課長会議において、「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の実践事例集」を参考としつつ、要保護児童対策地域協議会の機能強化の取組を推進するよう都道府県等に対して、管内市町村への周知を要請した。</p>

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

イ 評価の結果の政策への反映状況（前回報告の状況及びその後の状況）

テー マ 名	バイオマスの利活用に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 23 年 2 月 15 日)
関係行政機関	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条第 1 項の規定に基づく「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成 14 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。）に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

平成 14 年度の総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割を果たしてきたと言える。

しかし、以下のとおり、総合戦略の数値目標の設定に係る具体的な根拠等が明確でないこと、政策のコスト・効果が把握できること等、有効性又は効率性の観点から課題がみられる。

(1) 政策目的の達成度等を測る指標の設定

- ① 総合戦略では、政策目的の達成度を測る指標として、平成 22 年を目指とする数値目標が設定されているが、その設定に係る具体的な根拠が明確でない。
- ② 総合戦略の実施により、地球温暖化の防止等 4 つの効果が期待されているが、これらの発現を測る指標が設定されていない。

(2) 政策全体のコストや効果の把握

- ① 総合戦略では、施策の効果等を評価し、必要な見直しを行うことが規定されているが、数値目標の達成度の把握が不十分。
- ② バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議では、平成 18 年度から 20 年度までのバイオマス関連事業の実績のみ取りまとめており、7 年以上にわたって行われてきた政策について、バイオマス関連の決算額が特定できておらず、政策全体の効果も把握されていない。

(3) バイオマスタウンの効果の検証等

総合戦略では、バイオマスタウンの構築が重要施策と位置付けられ、農林水産省を中心として、バイオマスタウン構想の作成や実現を支援している。しかし、構想に掲げる取組項目の進捗が低調である、構想の実施による効果がほとんど把握されていない、構想に掲げるバイオマス原料の賦存量や利用量の算出根拠が明確でないものがあるなどの課題あり。

(4) バイオマス関連事業の効果の発現状況

- ① 平成 15 年度から 20 年度までの 6 年間に 6 省で計 214 事業を実施したが、効果的かつ効率的に実施されていない。
- ② 「施設導入」が予算規模では全体の 8 割以上を占めており、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調。

(5) バイオマスの利活用による CO₂ の削減

- ① 「カーボンニュートラル」の特性を有するバイオマスは地球温暖化防止に貢献するとされているが、バイオマス関連 132 施設において、CO₂ 収支を把握しているものは 3 施設。
- ② 「京都議定書目標達成計画」において、バイオマスタウンの構築により CO₂ 削減が見込まれているが、当省の試算によると、CO₂ 収支等 4 項目のいずれの試算項目においても CO₂ 削減効果が発現していないものあり。

※ 下表の「政策への反映状況」の□で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 24 年 6 月 8 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握し、検証するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 政策目的の達成度を的確に把握するため、数値目標の設定根拠を明確にすること。</p>	<p>(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号。以下「基本法」という。）に基づくバイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本法第 20 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現するための目標を設定している。</p> <p>具体的には、i) 政府として、1990 年比で 2020 年までに温室効果ガスを 25% 削減する目標を掲げていること、ii) エネルギー基本計画（2010 年 6 月 18 日閣議決定）において、バイオ燃料については、2020 年に全国のガソリンの 3 % 相当以上の導入を目指すこととされたこと等を踏まえ、10 年後の 2020 年を目標年として、新規施策の導入等によって達成が可能となる意欲的な目標を設定することとし、基本法第 33 条第 1 項の規定に基づくバイオマス活用推進会議における議論を経て、以下の数値目標を設定している。</p> <p>i) 個々のバイオマスの賦存状況や今後の技術向上等を踏まえ、バイオマスの利用率向上等を促し、約 2,600 万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>ii) 全市町村の約 3 分の 1 に相当する 600 市町村において市町村バイオマス活用推進計画を策定</p> <p>iii) バイオマスを活用した約 5,000 億円規模の新産業の創出</p> <p>それぞれの目標数値の算出方法の考え方は以下のとおりである。なお、今後数値目標を設定する場合は、設定根拠を明確化することとする。</p> <p>i) 約 2,600 万炭素トンのバイオマスを活用</p> <p>各府省が把握している 2009 年におけるバイオマス種類別の乾重量ベースの発生量（湿潤量の場合は合わせて含水率を把握）と炭素割合を用いて炭素換算での賦存量を計算し、その結果に 2020 年の目標利用率を乗じて利用量を求め、これを積み上げた。</p> <p>ii) 600 市町村における推進計画の策定</p> <p>これまでバイオマстаウン構想を策定した約 300 市町村についてはバイオマス活用推進計画に移行を促すとともに、今後も自治体レベルでの取組を各種施策等により減速させないことを前提として、2020 年までの 10 年間にほぼ同数の市町村がバイオマス活用推進計画を策定するものとして計算を行った。</p> <p>iii) 約 5,000 億円規模の新産業</p> <p>バイオマスを活用した新産業は、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）で示した農山漁村における 6 兆円規模の新産業の一部を構成するものであることから、その目標規模は、新成長戦略で新産業を算定した産業分野のうちバイオマスに関連の深い石油系燃料、ガス、発電、プラスチック等の分野において一定程度の市場を新規開拓又は代替するものとして</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 政策全体及び政策を構成する施策段階の効果を的確に把握できる指標を設定すること。</p>	<p>算出した。</p> <p>基本計画における 2020 年の目標数値に係る算出方法の考え方は上記のとおりである。なお、今後、基本計画を見直し、数値目標を設定する場合は、設定根拠を明確化することとする。</p> <p>② 基本計画において、バイオマスの活用が進んだ将来像を実現する観点から、政策全体の効果を把握できる数値目標を設定しており、この目標に即して、適時、効果を把握する。</p> <p>また、基本計画に基づき、実現すべき成果目標等を明らかにしたロードマップを作成することとしていることから、この中で施策段階の効果を把握する指標の設定を検討していく。</p> <p>なお、東日本大震災や原発事故が発生したことと、政府全体としてエネルギー政策の見直しが本格的に議論されているところである。今後、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を踏まえつつ、ロードマップの作成に対応する。</p>
<p>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果を明確にし、国民への説明責任を全うするため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 数値目標及び指標の達成度等を定期的に把握し、検証できる仕組み(把握時期、具体的な把握方法等)を構築すること。</p>	<p>東日本大震災・原発事故を受け、地域資源を活用した自立・分散型エネルギーの強化等が重要課題となっていることを踏まえ、平成 24 年 9 月に 7 府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)が共同で「バイオマス事業化戦略」(以下「戦略」という。)を策定した。戦略及びその工程表は、基本計画の目標を達成していくため、7 府省が連携し、技術とバイオマスの選択と集中等によってバイオマスを活用した事業化・産業化を進めていくためのロードマップとなるものである。工程表に沿って戦略を推進し、その効果を把握していくことにより基本計画の目標を達成していくこととしている。また、戦略では、有識者の知見を得て、約 25 種のバイオマス利用技術の到達レベル、技術的課題等を評価・整理した「バイオマスの利用技術の現状とロードマップ」(以下「技術ロードマップ」という。)を策定した。技術ロードマップはおおむね 2 年ごとに見直すこととしており、技術開発の進展状況をフォローしながら、関係府省が連携して施策を進めていくこととしている。</p> <p>(2) 政策のコストや効果の把握及び公表</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① バイオマスの活用の推進に関する国が達成すべき目標等については、基本計画において、適時、設定した目標の達成状況の調査を行い、その結果をインターネットの利用等により公表することとしている。なお、達成状況の調査手法等については、エネルギー・環境会議における議論の進捗状況等を見ながら、関係省が連携して検討していく。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>② 関係省は政策のコストや効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>また、バイオマス活用推進会議において、関係省の把握及び見直しの結果を踏まえ、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果等について点検し、毎年度公表すること。</p>	<p>基本計画の目標の達成状況を定期的に把握・点検するため、バイオマス種類ごとの利用率及び都道府県・市町村バイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）の策定状況を毎年度調査・公表することとし、取りまとめ結果を農林水産省のホームページに掲載した。また、バイオマス関連産業の規模については、バイオマス種類別のデータの把握方法等を検討し、平成27年度の基本計画の中間見直しの際に調査を行う。</p> <p>② また、関係省の実施する政策のコストや効果等の的確な把握手法についても、同様に関係省が連携して検討していく。</p> <p>検討結果を踏まえて、コスト等の点検を行い、基本法第33条第1項の規定に基づくバイオマス活用推進会議の議論を経て平成23年度結果から毎年度公表する予定である。</p> <p>平成24年9月に7府省が共同で戦略及び工程表を策定し、現在、この方針の下に関係府省が連携して施策を推進しているところである。バイオマス施策の効果等については、バイオマス種類ごとの利用率及び地域推進計画の策定状況を取りまとめ、農林水産省のホームページに掲載したところであり、今後、毎年度調査・公表するとともに、総合的な施策の効果等の点検を行って基本計画の中間見直しを行うこととしている。また、個別の施策の効果等については、毎年度、各府省における政策評価の中で把握していく。</p>
<p>(3) バイオマстаунの効果の検証及び計画の実現性の確保</p> <p>関係省は、バイオマстаунに関する政策（バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条第2項の規定に基づく市町村バイオマス活用推進計画）を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 現行のバイオマстаунについて、バイオマстаун構想の実現状況（取組の進捗状況）、バイオマスの利用率の向上等効果の発現状況、バイオマстаунの構築に係る補助事業の効果の発現状況等を検証すること。</p> <p>② 上記①の検証結果を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画等の作成に係る指針を策定すること。</p>	<p>(3) バイオマстаунの効果の検証及び計画の実現性の確保</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、以下の取組を実施。</p> <p>① 都道府県や市町村が地域推進計画を定期的・自主的に検証するための参考情報として、「市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル」を作成することとしている。その作成に当たり、全国におけるバイオマстаунの変換技術別の取組状況を踏まえ、取組効果の評価に必要な指標の整理を行うとともに、取組効果の発現状況等を現地ヒアリングにより確認し、その結果を踏まえて各種指標ごとの評価手法の検討・整理を行った。</p> <p>② 地域推進計画の円滑な策定及び実施に資するよう、地域推進計画の策定に当たっての留意事項を作成し、平成23年1月26日に農林水産省ホームページに掲載した。</p> <p>《①及び②》</p> <p>上記の現地ヒアリングにより検証した結果を基に作成した地域推進計画の策定に当たっての留意事項及び市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>③ 市町村等が市町村バイオマス活用推進計画等に基づく各地域の取組を統一的な基準で評価し、計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる仕組みを構築するとともに、課題解決のための情報提供を行う等、計画の実現性を確保する取組を行うこと。</p>	<p>を踏まえつつ、平成 24 年 9 月に、関係府省が連携し、「都道府県・市町村バイオマス活用推進計画作成の手引き」（以下「手引き」という。）を作成した。</p> <p>③ 市町村バイオマス活用推進計画検証マニュアル骨子案を、平成 23 年 5 月 27 日に農林水産省ホームページに掲載した。今後、この骨子案及び②の留意事項を踏まえ、関係者の意見を聞いた上で、平成 24 年夏までに、地域推進計画のフォローアップと事後評価を含む地域推進計画を作成する際の指針を策定・公表するとともに、成功事例等における課題を解決するための技術情報を提供する。</p> <p>手引きには、バイオマス賦存量の算定方法、バイオマス利活用の取組効果の把握・評価方法、地域推進計画の中間・事後評価方法や記載例など、地域推進計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる内容が盛り込まれている。当該手引きは、平成 24 年 9 月に都道府県、市町村及び関係団体へ通知するとともに、農林水産省ホームページに掲載しており、さらに、課題解決のための技術情報として、7 府省が共同で策定・公表した戦略及び技術ロードマップとともに、地域ブロック説明会で地方自治体等に説明するなど、地域推進計画の実現性を確保する取組を行った。</p>
<p>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用に関する政策の実現手段であるバイオマス関連事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 全てのバイオマス関連事業について、事業効果を的確に把握し、検証できる仕組みを構築すること。その際、当省の調査結果を踏まえ、効果や効率性を検証すること。</p> <p>② バイオマス関連事業について、</p> <ul style="list-style-type: none"> i 施設導入に係る事業については、事業を中止した施設の例等の原因分析を行った上で、交付決定等における事業計画（原料の調達、原料の利用、エネルギー等の生産、バイオガスの利用、残さの利活用、採算性等）の実現性及び費用対生産量等の効果見込みに係る審査事項や、稼働開始後の的確な指導等を担保するための仕組みを事業実施要綱等に明記すること、 ii 技術開発に係る事業については、採択するテーマの技術 	<p>(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施</p> <p>【総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマス関連事業の事業効果等については、ロードマップに照らして効果の把握・検証が行われることから、ロードマップの策定作業と併行して、バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に事業効果を把握・検証する仕組みを構築する。</p> <p>② バイオマス活用推進会議の事務局である農林水産省と関係省の連携の下に、事業効果を把握・検証する仕組みについて事業実施要綱等へ明記する方向で検討するなど、事業効果の実現性を高める取組を行う。</p> <p>また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。</p> <p>（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際科学技術共同研究推進事業（旧：地球規模課題対応国際科学技術協力事業）における「サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究」（平成 24 年度終了予定／ベンチスケールのセルロース系サトウキビ廃棄物（茎、バガス等）からのエタノール生産に関する研究）については平成 24 年度中に事後評価を、「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」（平成 26 年度終了予定／エジプトのデルタ周辺砂漠地域で農業排水を利用した未利用資源作物（ジャトロファ・ヒマワリ等）の栽培法の構築等）については平成 24 年度中に中間評価及び平成 26 年度中に事後評価をそ

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>段階と実用化に至るまでの脈絡を明確にした上で実施するとともに、個別の事業で得られた結果を実用化に結び付けるための検討を行う仕組みを構築すること等、事業効果の実現性を高める取組を行うこと。</p>	<p>それぞれ実施し、将来的な研究成果の社会還元に向けた取組等について評価を行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略的創造研究推進事業において、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」のうち、平成20年度採択のバイオマス関連研究課題（3件。平成22年度に1件、平成23年度に1件がそれぞれ研究を終了。もう1件は平成25年度終了予定）のうち平成23年度に継続していた課題2件は、平成23年度に研究の進捗状況・研究成果の現状と今後の見込みに関する中間評価を実施しており、評価結果は3月28日に公表された。また、継続課題については研究終了後速やかに事後評価を行うとともに、研究終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするための追跡評価を実施することとしている。 <p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設導入に係る事業への原因分析として、これまでの実施地区について、資金調達、原料調達及び製品の利用・販売等の様々な観点からの分析を行ってきたが、平成23年度においては、行政刷新会議の事業仕分けの結果を踏まえ継続事業以外の予算計上を見送ったこと、新規案件の採択を全く行わなかったため一旦採択された案件のみとなったことから、分析結果を関連事業の実施要綱等に反映することはしなかった。今回行った分析結果を生かすため、今後、施設導入に係る事業を実施する場合には、その内容を確実に事業実施要綱等に盛り込んでいく。 <ul style="list-style-type: none"> 技術開発に係る事業については、成果が普及に及ぶ技術開発を促進していくとともに、開発した技術を着実に普及・実用化する観点から、平成23年1月に「農林水産省における研究開発評価に関する指針」を改正し、技術の実用化を促進するための仕組みの改善を行った。具体的には、事前評価、終了時評価等の各段階における研究開発に係る数値目標及びロードマップの作成、評価委員会における民間有識者の割合の拡大（現行1割→2割）、評価結果の予算等への反映の厳格化等の見直しを行ったところである。 <p>（経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（石油精製業者を対象に、バイオ燃料の導入に必要な設備整備を支援）において、補助金交付時、その設備整備がエネルギー供給構造高度化法（注）に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定し、事業計画の実現性を担保した。 （注）エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号） セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業（セルロース系資源作物の栽培からエタノール生産

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>に至る一貫生産システムの開発)において、年2回、有識者による評価委員会を開催し、事業の方向性や継続可否等につき審議する中間評価を実施し、事業効果の実現性を担保した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業（食糧生産活動に影響しない原料を用いた次世代技術の開発と既存技術の高効率化を目指した実用化技術の開発を行う）」において、平成24年2月、22年度採択の9件のうち、ステージゲート（事業開始後の2年目に行う中間評価）を実施し、成果が有望な5件のみを継続案件とした。これにより、事業効果の実現性を高めた。 バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発（より多くのCO₂を固定できる樹木の効率的生産に結び付くバイオマーカー（遺伝子情報等から生物の特性を把握するための指標）を研究）において、事業終了後、得られた成果を海外植林事業で活用し、実用化に結び付ける仕組みを構築した。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥バイオマスのエネルギー利用等の高効率化を図り、建設コストの大幅な削減やエネルギー効果促進を実現する革新的技術について、実規模レベルでの実証実験（下水道革新的技術実証事業）を平成23年度より展開しているところ（平成23年度は大阪市と神戸市にて実施）。本事業においては、公募時に「技術の普及展開戦略」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択している。また、実証事業の実施に当たっても、上記委員会で成果の評価を行うこととしている。さらに、成果をガイドラインとして取りまとめ、全国の下水処理場への導入を促進することとしている。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（小規模な地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業を支援）においては、「バイオマス熱利用設備」が対象となっており、LCA（注）において50%以上の削減効果があることかつバイオマス利用率が80%であることを採択の条件としている。また、事業終了後3年間にわたって、「温室効果ガスの削減量」「事業性の評価」「事業による波及効果」等を記載した事業報告書の提出をすることを求めている。 <p>(注) ライフサイクルアセスメント。バイオマス利活用システムの全ての工程を一貫して定量的に環境への影響を評価する手法。</p> 廃棄物エネルギー利用施設の整備事業の取扱要領には、「交付の対象となる施設の要件」において、「地球温暖化防止効果が十分に高いこと」、「事業実施の計画が確実かつ合理的であること」と明記している。 地球温暖化対策技術開発等事業（エネルギー起源二

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施)においては、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件とともに、公募時の提出書類において「事業化・普及の見込み」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択・実施している。</p> <p>また、事業終了後も評価委員会において事後評価を実施し、優秀な課題について公開の成果発表会を開催して、広く関連事業者等に向けて成果の発信を行うとともに、事業が終了してから4年後に成果活用状況等について追跡評価を実施している。</p> <p>《①及び②》</p> <p>基本計画並びに平成24年9月に7府省が共同で策定した戦略及び工程表を踏まえ、関係府省が連携し、バイオマス関連事業の事業効果等を把握・検証することとしており、以下のとおり各省において対応した。 (文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際科学技術共同研究推進事業（旧：地球規模課題対応国際科学技術協力事業）における「ナイル流域における食糧・燃料の持続的生産」（平成26年度終了予定／エジプトのデルタ周辺砂漠地域で農業排水を利用した未利用資源作物（ジャトロファ・ヒマワリ等）の栽培法の構築等）については平成24年度中に中間評価を実施し、中間評価では研究の方向性は良いが、研究の進捗度、相手国の要望などを吟味して、更なるサブ研究課題の重点化、あるいは整理が必要であること、また、相手国における社会実装に向けた取組を更に強化する必要があることが明らかになった。本調査結果は、以後の研究計画の調整等に反映される。また、同研究については平成26年度中に事後評価を、国際科学技術共同研究推進事業における「サトウキビ廃棄物からのエタノール生産研究」（平成25年度終了予定／ベンチスケールのセルロース系サトウキビ廃棄物（茎、バガス等）からのエタノール生産に関する研究）については平成25年度中に事後評価をそれぞれ実施し、将来的な研究成果の社会還元に向けた取組等について評価を行う予定である。 ・戦略的創造研究推進事業において、研究領域「二酸化炭素排出抑制に資する革新的技術の創出」のうち、平成20年度採択のバイオマス関連研究課題（3件。うち2件は終了済み）のうち継続課題は、中間評価等を踏まえて研究を推進しているところである（平成25年度終了予定）。今後、継続課題については研究終了後速やかに事後評価を行うとともに、終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況等を明らかにするための追跡評価を実施することとしている。 <p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度補正予算の地域バイオマス産業化推進事業において、事業実施要領に、事業計画の実現性を確保するため、原料調達の安定性、持続性、導

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>入技術の妥当性、事業収支の妥当性等を審査事項として記載するとともに、稼働開始後の的確な指導等を確保するため、事業終了後3年経過した後に5年間の事業評価書の提出、成果目標を達成していない場合の指導、国による現地における中間検査の実施等を記載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術開発に係る事業については、基本計画が掲げる2020年までの目標の達成に資するため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」に基づくロードマップを策定し、平成24年度からこれに沿って国による研究が不可欠な分野に絞り、重点実施している。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（石油精製業者を対象に、バイオ燃料の導入に必要な設備整備を支援）において、補助金交付時、その設備整備がエネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定し、事業計画の実現性を担保した。 セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業においては、LCAで評価した温室効果ガス削減目標（ガソリン比で50%以上の削減）を達成することで早期の実用化に結び付けるため、有識者による評価委員会での指摘を受け、目標の達成にとって不可欠となる削減率評価の精度向上のための改善を行った。これにより、厳しい削減目標の達成可否をこれまで以上に正確に評価することができるようになり、実用化までの道筋を明確化した。また、本事業の実用化に向けた最終的な成果の評価は、本事業の最終年度（平成25年度）にも有識者による評価委員会で行うこととしている。 戦略的次世代バイオマスエネルギー利用技術開発事業において、昨年度と同様に事業の絞り込みを行うため、平成25年1月、23年度採択の7件のうち、ステージゲート（事業開始後の2年目に行う中間評価）を実施し、成果が有望な4件のみを継続案件として事業効果の実現性を高めた。 バイオ技術活用型二酸化炭素大規模固定化技術開発において、事業化に向けて海外の植林地での検証等実証データを収集中。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道革新的技術実証事業は、平成23年度より展開しているところである（平成24年度実証実験は、長崎市、松山市、大阪市、熊本市、神戸市にて実施）。 <p>平成23年度に採択した革新的な技術については、下水道施設への導入促進に向けてガイドラインの早期の策定を関係機関と調整を図っているところである。また、平成24年度に採択した革新的な技術につ</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>いては、外部有識者からなる評価委員会において成果を評価したところである。</p> <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業（小規模な地方公共団体が再生可能エネルギー・省エネルギーに係る施設・設備を整備する事業を支援）においては、引き続き、「バイオマス熱利用設備」を対象とする場合、LCAにおいて50%以上の削減効果があることかつバイオマス利用率が80%であることを採択の条件とし、また、事業終了後3年間にわたって、「温室効果ガスの削減量」、「事業性の評価」、「事業による波及効果」等を記載した事業報告書の提出をすることを公募要領等に明記している。 ・ 廃棄物エネルギー利用施設の整備事業において、計画の実現性等を要件として取扱要領に記載していることに加え、引き続き、外部有識者からなる技術審査委員会において審査の上、採択・実施している。 ・ 地球温暖化対策技術開発等事業（エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する技術の開発及び実証研究を実施）においては、引き続き、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件とともに、公募時の提出書類において「事業化・普及の見込み」を明記させ、外部有識者からなる評価委員会において審査の上、採択・実施している。 <p>また、事業終了後も評価委員会において事後評価を実施し、優秀な課題について公開の成果発表会を開催して、広く関連事業者等に向けて成果の発信を行うとともに、事業が終了してから4年後に成果活用状況等について追跡評価を実施している。追跡評価により、高品質バイオディーゼル燃料プラントの開発後、当該燃料の製造販売を事業化し、現在まで順調に販売実績を伸ばしている事例等を確認している。</p>
<p>③ バイオマス関連事業について、事業のニーズの的確な把握等を踏まえ、各省の事業の重複を避ける観点も含め、バイオマス活用推進基本法第20条の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画等における位置付けを明確にした上で、事業の廃止を含めた予算の見直しを行うこと。</p>	<p>③ 現段階における関係省のバイオマス関連事業の見直し等今後の方針に係る取組内容は以下のとおり。</p> <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他省の事業との重複を避ける観点について、総合科学技術会議の資源配分方針等を踏まえ、基本計画との整合性を取りつつ、必要に応じ関係行政機関とともに検討していく。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス関連事業については、行政刷新会議の事業仕分けにおいても抜本的な見直しを求められることも踏まえ、基本計画の目標達成・推進の観点から事業の重点化・見直しを行った。 <p>なお、他省の事業との重複を避ける観点については、行政事業レビューの事業点検の過程において、類似事業との役割分担を確認する項目があることから、</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
	<p>この項目の確認体制を通じて点検していく。</p> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施に当たっては、平成 20 年 5 月に策定された、社会還元加速プロジェクトロードマップや、総合科学技術会議・社会還元タスクフォース等での指摘を踏まえ、更なる各省連携を図ることとした。また、平成 24 年 2 月 10 日から議論を開始した「バイオマス事業化戦略検討チーム」においては、今後のバイオマスの利活用の在り方につき、事業の効率化を如何に図っていくか各省が連携し検討している。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画において、廃棄物バイオマスのエネルギー利用や未利用バイオマスの利用推進が掲げられており、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうちバイオマス関連事業については、廃棄物として処理されていた廃棄物系バイオマスの利用を図る先進的な事業の採択を進めていく方針である。また、平成 22 年度に実施された事業仕分け第 3 弾にて「例えば、廃棄物熱回収施設は高効率なものに限定し、予算を半分まで圧縮すること。」という指摘を受け、対象事業をより高効率なエネルギー利用施設に限定するとともに、平成 23 年度の予算の見直しを行っている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本計画、戦略等を踏まえ、各省間で事業の重複が生じないよう、各省において以下のとおり対応した。</p> </div> <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画において長期的に取り組むべき技術開発の方向性として「バイオマス資源の創出」が位置付けられたことを踏まえ、総合科学技術会議が作成した「平成 24 年度科学技術重要施策アクションプランの対象施策について」(平成 23 年 10 月決定)において、当省の役割分担が「長期的にバイオマスの利用・安定供給が可能な技術の創出に向けた次世代のバイオマス技術に関する基礎的研究を担当すること」とされたことに基づき、引き続き、バイオマス関連事業を実施している。また、平成 24 年 7 月の民主党版事業仕分けでの微細藻類研究に関する指摘を踏まえ、各省の役割分担を改めて確認し、平成 25 年度予算の概算要求について検討した。その結果、民主党版事業仕分けにおいて指摘を受けた微細藻類に関する研究事業は、東北復興次世代エネルギー研究開発プロジェクトの内数として行われており、東北復興に寄与する事業の一部という特別な事業であるため、前年度同額で要求し、財務省にて認められた。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画及び戦略を踏まえ、平成 24 年度及び 25 年度予算において、地域のバイオマスを活用した事業化・産業化の推進の観点から、廃止を含めた事業の見直し・重点化を行った。これにより当省のバイオマス関連事業は、平成 23 年度 17 事業が 25 年度 7 事業となった。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画及び戦略を踏まえ平成 25 年度予算においては、地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業は農林水産省との連携事業として概算要求する等、事業の見直し・効率化を図った。これにより、平成 24 年度はバイオマス関連事業 3 事業で 52 億円の予算であったものが、25 年度は 4 事業で 40 億円の予算要求となった。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業のうちバイオマス関連事業については、廃棄物処理におけるバイオマス利活用を促進するため、先進的な事業の採択を進めている。 <p>平成 23 年度には廃棄物熱回収施設を高効率なものに限定し、予算を半分まで圧縮するといった見直しを行っており、24 年度予算及び 25 年度予算要求においても同規模としている。</p>
<p>(5) バイオマスの利活用による CO₂削減効果の明確化</p> <p>関係省は、バイオマスの利活用による地球温暖化防止効果の明確化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① LCA 手法を早期に確立するよう努めるとともに、それまでの間においても、当省の試算結果も参考にし、CO₂収支等を把握する仕組みを構築すること。</p> <p>② 施設導入に係る補助事業等の交付決定時に、CO₂収支や、国費と CO₂削減効果との費用対効果等に係る審査事項を盛り込むこと。</p>	<p>(5) バイオマスの利活用による CO₂削減効果の明確化</p> <p>【農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>① バイオマスの利活用における CO₂ の削減効果について、LCA により的確に把握できる手法の確立を引き続き推進する。あわせて、LCA 手法確立までの間、既存の把握例も参考にしながら、関係省が連携して CO₂ 収支等の把握方法を検討する。</p> <p>② 関係省が連携して CO₂ 収支等の把握方法を検討した上で、合意のとれたものから平成 24 年度以降のバイオマス関連の施設導入に係る補助事業について、交付決定時の審査事項に盛り込むことを検討する。</p> <p>また、各省ごとの個別の取組内容は以下のとおり。</p> <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金（平成 23 年度新規事業）では、交付申請があった場合に当該補助金の交付による設備の整備が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定している。なお、当該判断基準については、農林水産省、環境省と連携して開催した「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」における LCA での CO₂ 削減効果等についての検討結果（平成 22 年 3 月に報告書に取りまとめ、その中でガソリンの CO₂ 排出量に比較して削減水準が 50% 以上あるのは、ブラジル産の既存農地のサトウキビ及び国産の一部のみである等と報告）が反映されている。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者が LCA の観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用す

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>ることを目的とし、「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を平成22年3月に作成した。現在、バイオマスガス及びバイオマス発電についても、ガイドラインを作成しているところ。</p> <p>地球温暖化対策技術開発等事業においては、公募要領に当該ガイドラインを参照することを記載の上、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件としている。</p> <p>また、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業においても「バイオマス熱利用設備」の応募において、LCAにおいて50%以上の削減効果があることを採択の条件としている。</p> <p>《①及び②》 関係省が連携し、バイオマスの利活用における温室効果ガス削減効果の把握手法等を検討し、効果が確保されるよう交付決定時の審査事項に盛り込む等、以下のとおり各省において対応した。</p> <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ソフトセルロース利活用技術確立事業において、稲わら等のセルロースからのバイオエタノール生産におけるLCAによるエネルギー収支及びCO₂削減の評価手法を作成し、平成25年4月に技術マニュアルとして取りまとめた。また、バイオ燃料生産拠点確立事業において、平成24年度よりバイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドラインを参照し、事業終了年度におけるLCAでの温室効果ガス排出量の削減量を評価目標として設定するよう事業実施要領に記載した。 <p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、バイオ燃料導入加速化支援対策費補助金(平成23年度新規事業)では、交付申請があった場合に当該補助金の交付による設備の整備が、エネルギー供給構造高度化法に基づく判断基準に規定するバイオエタノール利用目標量の達成に資するものに補助することを規定している。なお、当該判断基準については、農林水産省、環境省と連携して開催した「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会」におけるLCAでのCO₂削減効果等についての検討結果(平成22年3月に報告書を取りまとめ、その中でガソリンのCO₂排出量に比較して削減水準が50%以上あるのは、ブラジル産の既存農地のサトウキビ及び国産の一部のみである等と報告)が反映されている。 <p>(環境省)</p> <ul style="list-style-type: none"> バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者がLCAの観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用することを目的とし、「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を平成22年3月に、「バイオガス関連事業のLCAに関する補足ガイドライン」を24年3月に作成した。現在、バイオマス発電に関するLCAガイドラインを作成

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>するとともに、多様な再生可能エネルギー等の製造事業者や導入事業者がLCAの観点から自らの事業を評価する際に活用されるよう、先に作成した個別のガイドラインを包括した「再生可能エネルギー等の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を作成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、地球温暖化対策技術開発等事業においては、公募要領に「バイオ燃料の温室効果ガス削減効果に関するLCAガイドライン」を参照することを記載の上、バイオマス関連の課題について、LCAにおいて温室効果ガス削減率が50%以上と想定されることを応募の条件としている。 ・ また、引き続き、小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業においても「バイオマス熱利用設備」の応募において、LCAにおいて50%以上の削減効果があることを採択の条件としている。

(注) 評価書、要旨等については、総務省ホームページを参照。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsuka.html)

3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成25年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、各行政機関からの補足説明を踏まえて点検を実施した。対象とした政策評価は、12行政機関に係る163件であり、平成24年10月31日に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、130件の評価に課題がみられ、その主な内容は、下記(ア)から(ウ)のとおりである。

今般、各行政機関からの補足説明によって、相当数の課題が改善されているところであるが、補足説明されたような内容は、本来あらかじめ評価書に盛り込まれるべきものであり、政府全体として評価書に記載する内容の充実を図る取組が必要である。また、点検結果において説明・分析が不十分であると指摘しているものについて、各行政機関が評価の修正・やり直し等を含め適切な説明に努めることが必要であり、その中でも、特に租税特別措置等の要否の判断に資する重要な情報である有効性（費用対効果）について説明・分析の更なる充実を図ることが必要である。さらに、説明・分析の内容が一定水準に達しているものについても、必要に応じて更なる説明・分析に努めることが期待される。

(ア) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<費用対効果の説明が不十分>

- 費用対効果は、租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であるが、大半の評価書では、説明・分析が不十分である。

例1 費用対効果があるとの説明をしているが、その具体的な根拠を示さず説明している。

例2 費用対効果は、減収額と効果を対比して説明することが必要だが、減収額には触れず、効果があることだけを説明している。

例3 税収減と効果を対比して説明しているが、租税特別措置等以外の要因の効果を含めたものを効果としているため、その説明に疑問がある。

<適用実態・見込みの説明が不十分>

- 租税特別措置等の適用数や減収額の過去の実績が明らかでなく、また、将来推計の場合、その計算方法が明らかでないなど、適用実態・見込みの説明が不十分である。
- 租税特別措置等が適用され得る対象の所期の想定数からみて実際の適用数が非常に少ない、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられるが、そのことに関する説明が不十分である。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

<政策目的の根拠が不明>

- 租税特別措置等によって実現する政策目的が、優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていない。

<租税特別措置等を引き続き実施する理由の説明が不十分>

- 租税特別措置等で達成しようとした当初の目的が既に達成されているにもかかわらず、引き続き実施する理由についての説明が不十分である。

(ウ) 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

<他の政策手段と比較した説明が不十分>

- 租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。

<他の政策手段との役割分担の説明が不十分>

- 補助金等や規制など他の支援措置や義務付け等が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。

イ 規制の事前評価の点検

各行政機関が行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、点検を実施した。対象とした政策評価は、10行政機関に係る63件であり、平成24年5月31日に24件、7月31日に22件、12月7日に7件、平成25年4月5日に10件の点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。その際、参考情報として規制の影響が及ぶ範囲を示す情報や、指摘した課題に対する補足説明を求め、点検結果と併せて掲載している。

点検の結果、35件の評価に課題がみられ、その主な内容は、以下のとおりである。

- 当該規制の対象となる要件を設定する際の根拠の説明が不十分な評価については、具体的に説明する必要がある。
- 評価書に記載されているもの以外の要素の費用が発生又は増減することが見込まれる場合には、要素を可能な限り具体的に列举し、説明する必要がある。
また、定性的記述により分析されている評価については、一定の前提条件を置くなどして、可能な限り定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。
- 費用及び便益を説明するにとどまり、費用と便益の関係の分析の結果を示していない評価については、規制によって得られる便益が、規制がもたらす費用を正当化できるかどうかを適切に明示する必要がある。
- 代替案としてベースラインの内容が記載されている評価については、ベースラインと異なる適切な代替案を明示する必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。
- レビューを行う時期又は条件が、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

ウ 公共事業に係る政策評価の点検

各行政機関が行った個々の公共事業に係る政策評価について、複数年で全事業分野の政策評価を確認する観点から、4行政機関に係る11事業94件を対象に点検を実施し、平成25年4月5日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。

点検の結果、13件の評価に15件の個別の課題がみられ、また、水道水源開発等施設整備事業、森林環境保全整備事業、水産物供給基盤整備事業及び廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業については、費用対効果分析マニュアルの内容等事業ごとに共

通する課題を9件指摘した。

各行政機関においては、個別評価に係る指摘に対しては、必要に応じて、評価書の修正等を行う方針を示している。また、事業ごとに共通する課題に対しては、i) 費用対効果分析マニュアル等の内容そのものに原因がある場合には改定する、ii) 費用対効果分析マニュアル等の運用に原因がある場合にはこれを適切に運用するよう周知徹底する等の措置をとることとしている。

＜課題の類型＞

(個別評価に係る課題)

- | | |
|---------------------|-----|
| ① 計上する便益の算出過程 | 13件 |
| ② 計上する費用の算出過程 | 1件 |
| ③ 費用の計上漏れ | 1件 |
| (事業ごとに共通する課題) | |
| ④ 費用対効果分析マニュアル等の内容 | 5件 |
| ⑤ 費用対効果分析マニュアル等の運用等 | 4件 |

(注) 個別評価に係る課題の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価があることから、実評価件数13件に対して延べ15件となっている。

図表 各事業における課題の指摘状況

(単位：件)

行政機 関名	事業名	点検対象 とした 評価件数	個別の課題の指摘		事業ごとに共通する 課題の指摘	
			評価件数	類型別件数 (延べ数)	指摘の 有無	類型別件数 (延べ数)
厚生 労働省	水道水源開発等施設整備事業	34	10	①：10	○	④：1 ⑤：2
農林 水産省	農地防災事業 (震災対策農業水利施設整備事業)	1	—	—	—	—
	森林環境保全整備事業	16	—	—	○	④：2
	水産物供給基盤整備事業	14	2	①：3 ②：1	○	⑤：2
	海岸保全施設整備事業	2	—	—	—	—
国土 交通省	海岸事業	4	—	—	—	—
	道路・街路事業	14	—	—	—	—
	空港整備事業	1	—	—	—	—
	都市・幹線鉄道整備事業 (都市鉄道利便増進事業)	2	—	—	—	—
	整備新幹線整備事業	5	—	—	—	—
環境省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化 促進事業	1	1	③：1	○	④：2
合計	11事業	94	13	15	4事業	9

(注) 「類型別件数」欄の①～⑤は、前述の「<課題の類型>」に対応したものである。